

STOP大麻!!

大麻の使用・不正所持・提供は犯罪です!

●大麻とは?

「大麻」とは、大麻草及びその製品のことを言います。ただし、大麻草の種子や成熟した莖、大麻草としての形状を有していない製品は、法律上の大麻からは除外されます。

一方、大麻の穂や葉にはTHC(テトラヒドロカンナビノール)という脳に作用する成分が含まれており、乱用すると記憶への影響や学習能力の低下などをもたらします。大麻は、世界で最も乱用されている薬物です。大麻は、世界で最も乱用されている薬物です。依存症患者数も増加していると報告されています。令和6年12月12日から、「大麻」は「麻薬」に指定され、大麻の所持、施用(使用)、譲渡譲受等は禁止されています。



●大麻事犯の検挙者数の推移

大麻事犯の検挙者数は、令和5年に6,482人と過去最多を更新し、覚醒剤事犯の検挙者数を初めて上回りました。さらに、30歳未満の割合が増加し、大麻事犯の約7割を占める状況となっています。



提供：三重県警察

三重県薬物の濫用の防止に関する条例とは

条例の概要

危険ドラッグを規制します。
薬物乱用防止の啓発・教育を充実します。
薬物依存者の回復支援を推進します。

危険ドラッグの規制

※「危険薬物」について、正当な理由なく所持、購入、譲り受け、使用することを禁止します。

禁止行為に違反した者に対しては警告を発し、警告に従わない者に対しては、中止等の命令を行います。

命令に違反して禁止行為を中止しなかった場合は、5万円以下の過料に処されます。

※危険薬物…危険ドラッグなど、中枢神経の興奮若しくは抑制または幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

保護者の皆様へ～薬物乱用防止はまず家庭から～

少年による、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用が問題となっています。これらの薬物は、容易に体内に摂取できることから抵抗感や罪悪感が希薄になりやすく、少年のファッション感覚による乱用の拡大が懸念されています。

家庭においては、薬物が心や身体にあたる影響について一緒に勉強するとともに、子どもの心や身体の変化を見逃さず、薬物乱用の疑いのある場合には、最寄りの警察署、保健所、こころの健康センターへ相談し、早急に対応することが必要です。



薬物に手をださせないための7か条

1. 子どもの心と体の変化について理解しましょう。
2. 毎日、家族の会話を大切にしましょう。
3. 子どもの話には常に耳を傾けましょう。
4. 友情をつちかい、悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。
5. 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。
6. 子ども自身で、健全な判断ができるように育てましょう。
7. 家族そろってのコミュニケーションの場を大切にしましょう。

三重県では、薬物乱用に関する相談を受け付けています。最寄りの保健所へ連絡してください。

お問い合わせ先 午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝を除く毎日

保健所	電話	住所
桑名保健所	0594-24-3623	桑名市中央町5-71
鈴鹿保健所	059-382-8674	鈴鹿市西条5-117
津保健所	059-223-5112	津市桜橋3-446-34
松阪保健所	0598-50-0529	松阪市高町138
伊勢保健所	0596-27-5151	伊勢市勢田町628-2
伊賀保健所	0595-24-8080	伊賀市四十九町2802
尾鷲保健所	0597-23-3461	尾鷲市坂場西町1-1
熊野保健所	0597-85-2159	熊野市井戸町383
こころの健康センター	059-223-5241	津市桜橋3-446-34
医療保健部薬務課	059-224-2330	津市広明町13
四日市市保健所	059-352-0592	四日市市諏訪町2-2

薬物乱用は、 「ダメ。ゼッタイ。」




三重県

薬物乱用とは?

薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。覚醒剤などの違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に**犯罪**です。


また、医薬品でも、病気や傷の治療等の正しい目的以外に使えば乱用です。

乱用される危険のある薬物



覚醒剤

幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると死に至る。また使用を止めても再燃（フラッシュバック）する。




大麻

感覚が異常になり、幻覚や妄想が現れ、精神錯乱を引き起こす。




危険ドラッグ（お香、リキッド、グミ、クッキー等）

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きるおそれがあり、麻薬や覚醒剤と同様の危険性が指摘されている。




市販薬の過量服薬

市販の風邪薬などを決められた量や回数を超えて大量に服用することで、急性中毒になり、死亡した例が報告されている。




MDMA

強い精神毒性があり、視覚・聴覚を変化させ、様々な障害を引き起こす。




有機溶剤（シンナーなど）

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。



コカイン

被害妄想が強烈に現れて、大量に摂取すると痙攣をおこしたり、死に至る。



あへん系麻薬（ヘロインなど）

嘔吐や痙攣などの激しい禁断症状がおそろ、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。

なぜ、薬物乱用はいけないのか

1 心と身体に悪影響がある。

覚醒剤の場合

幻覚・妄想
フラッシュバックをおこす。
血圧が異常に高くなる。
静脈に炎症をおこす。
強い疲労感や倦怠感、脱力感におそわれる。
依存性が強く止められない。

MDMAの場合

混乱、憂鬱、睡眠障害、脳卒中、けいれん、記憶障害になる。
高血圧になる。心臓の機能不全、心臓発作
肝臓の機能不全
悪性の高体温による筋肉の著しい障害
腎臓と心臓血管の損傷



市販薬の過量服薬の場合

決められた量や回数を超えて大量に内服すると、意識障害、急性中毒、肝障害などを引き起こすリスクがある。

シンナーの場合

記憶力低下、幻覚、妄想、認知障害
歯がぼろぼろになる。
視力の低下・失明する。
肝臓の一部が死ぬ。
生殖器の萎縮。
手足のふるえ、しびれ、麻痺。

危険ドラッグの場合

意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱など
添加されている物質や含有量が様々であることから、どのような健康被害がおきるかわからない。

大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)
生殖機能への悪影響
肺ガンの誘発

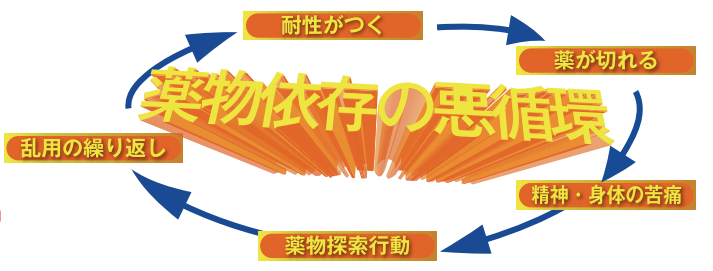
2 自分の意志ではやめられなくなる。

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、

薬物の“依存性”と“耐性”

- 依存性** → 一回ぐらいならと思っても、また使いたくなり、繰り返し使ううちに薬物の使い方のコントロールがきかなくなってしまう。
- 耐性** → 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効き方がうすれていく。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしてもない悪循環に陥ります。もはやそうになると自分の意志だけでは止めることはできません。



3 薬物欲しさに犯罪をおかすようになる。



薬物を入手するための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件をおこす。密売や乱用の勧誘など、犯罪をおかすようになる。

4 法律できびしく規制されている。

日本では、薬物の乱用を防止するために、「覚醒剤取締法」「麻薬及び向精神薬取締法」「あへん法」「大麻草の栽培の規制に関する法律」「毒物及び劇物取締法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などの法律で規制されており、罰せられることがあります。



薬物乱用への甘い誘いに気を付けよう



- ・やせられるよ!
- ・クスリでちょっと遊ぼうよ
- ・面白いクスリがあるんだけど
- ・イライラがとれてすっきりするよ
- ・肌がきれいになるよ
- ・眠気がとれて、勉強ができるよ
- ・とりあえず、預かってよ
- ・ただの栄養剤だよ
- ・ちょっとだけ、ためしてみない
- ・みんなやってるよ
- （やってないのはきみだけ）
- ・最高の気分が味わえるよ
- ・1回だけなら平気さ
- ・お金はこの次でいいよ

